

2018年度版

## ■授業料に対する助成制度■



下記は平成29年度での実施状況です。

平成30年度内容につきましては情報展開され次第、更新します。

聖隸クリストファー中学校

### ■私立中学校等修学支援実証事業費補助金

(平成29年度より実施)

私立小中学校等に通う家庭の教育費負担を国が支援する制度で、申請・届出により認定されればどなたでも受給することができます。

【支給要件の概要】 \*下記のいずれも該当することが必要となります\*

支給要件	<ul style="list-style-type: none"><li>●平成29年7月1日現在、私立の小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)・特別支援学校(小学部・中学部)に通っている児童生徒</li><li>●保護者等(両親)の市町村民税所得割(合計)が10万2,300円未満であること(市町村役場等で課税証明書の取得が必要です)</li><li>●文部科学省が実施する調査(アンケート)に協力できること</li></ul>
------	--

#### 【支給額】

支給金額	<支給額> <b>年額10万円</b>	*学校が代理受領し授業料が減額されます
------	---------------------	---------------------

私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方へ  
平成29年度よりスタートします！！

私立小中学校等に通う児童生徒への  
経済的支援に関する実証事業



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

\*文部科学省HPでも詳細確認できます。

\*家庭状況等により受給条件が異なります。  
助成制度についての詳細は総務部へお問合せ  
ください。

● 平成29年7月1日現在、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部、中学部)に通っている児童生徒が対象です。

● 年収約400万円未満の世帯(※)が対象です。

※父母の両方が働き、高校生以上の子供がない場合の目安であり、家族の状況により、この年収額は変わります。対象となるためには、保護者等の課税証明書(市町村役場、出張所等で発行)の市町村民税の所得割額が、10万2,300円未満であることが必要です。

● 年額10万円を支援します。

○ 学校が代理受領し、授業料が減額されます！

注：授業料等の金額が10万円を下回る場合、授業料等相当額まで支援。

● 文部科学省が実施する調査に協力いただきます。  
○ 支援を受けるための条件となります！